平成１９年（排）第１３号

排　除　命　令　書

大阪市中央区博労町一丁目３番１０号
株式会社テレマート
同代表者　代表取締役　菅　野　　繁

公正取引委員会は，上記の者に対し，不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第６条第１項の規定に基づき，次のとおり命令する。

主　　文

１　株式会社テレマートは，「牛サーロインステーキ」と称する牛肉を詰め合わせた商品の取引に関し，一般消費者の誤認を排除するために，平成１８年６月１日ころから同年８月７日ころまでの間ラジオ放送による広告において，また，平成１８年６月２３日ころから同年８月６日ころまでの間一般日刊紙による広告において行った，当該商品の牛肉は，牛のサーロインの部位の肉に牛脂その他の添加物を注入する加工を行ったものであるにもかかわらず，あたかも，飼育により「サシが入った」肉であるかのように示す表示は，事実と異なるものであり，かかる表示は，当該商品の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨を速やかに公示しなければならない。この公示の方法については，あらかじめ，当委員会の承認を受けなければならない。

２　株式会社テレマートは，今後，「牛サーロインステーキ」と称する牛肉を詰め合わせた商品又はこれと同種の商品の取引に関し，前項の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ，これを自社の役員及び従業員に周知徹底させなければならない。

３　株式会社テレマートは，今後，「牛サーロインステーキ」と称する牛肉を詰め合わせた商品又はこれと同種の商品の

取引に関し，第１項の表示と同様の表示を行うことにより，当該商品の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。

４　株式会社テレマートは，第１項に基づいて行った公示及び第２項に基づいて採った措置について，速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　　実

１　株式会社テレマート（以下「テレマート」という。）は，肩書地に本店を置き，通信販売業を営む事業者である。

２　テレマートは，平成１８年６月ころ以降平成１９年１月ころまでの間，「牛サーロインステーキ」と称する牛肉を詰め合わせた商品（以下「牛サーロインステーキセット」という。）について，ラジオ放送による広告及び一般日刊紙による広告を行い，電話等で注文を受け付け，一般消費者にこれを販売していた。

３　牛肉は，一定の飼育方法により，「サシが入った」といわれる脂肪が細かく交雑した状態が生じ，「サシが入った」肉は，肉質が柔らかく良質のものとして一般消費者に好まれる状況にある。

４　テレマートは，牛サーロインステーキセットについて

(1) 「テレマートラジオショッピング」と称するラジオ放送による広告において，

ア　平成１８年６月１日ころから同年７月１２日ころまでの間，別表１の「放送対象地域」欄記載の地域において，同表の「放送事業者」欄記載の放送事業者を通じて，「ステーキって、いつの時代も、私たち日本人の憧れ！今日は､そのステーキの中でも､特に！肉質の｢柔らかさ｣にこだわりましたよ！」，「ご年配の方にも、美味しく召し上がっていただくために、オージービーフを特殊な技術で加工。とびっきり柔らかい部分、キメ細かなサシの入った、見た目も美しい、極上の部分だけを、厳選してご用意しましたよ。」，「牛肉のとびっきり柔らかい部分だけ！キメ細かなサシの入った、極上の部分だけを厳選した『牛・サーロインステーキ』」との原稿を用いて，当該原稿の内容の音声

イ　平成１８年７月１３日ころから同年８月７日ころまでの間，別表２の「放送対象地域」欄記載の地域において，同表の「放送事業者」欄記載の放送事業者を通じて，「ステーキって、いつの時代も、私たち日本人の憧れ！今日は､そのステーキの中でも､特に！肉質の｢柔らかさ｣にこだわりましたよ！」，

「ご年配の方にも、美味しく召し上がっていただくために、オージービーフを特殊な技術で加工したものです。とびっきり柔らかい部分、キメ細かなサシの入った、見た目も美しい、極上の部分だけを、厳選してご用意しましたよ。」,「オーストラリア産オージービーフのとびっきり柔らかい部分だけ！キメ細かなサシの入った、極上の部分だけを厳選した『牛・サーロインステーキ』」との原稿を用いて，当該原稿の内容の音声

をそれぞれ放送することにより

(2) 平成１８年６月２３日ころから同年８月６日ころまでの間，一般日刊紙による広告（例えば，平成１８年８月４日付け産経新聞に掲載した広告は別添写し）において，牛サーロインステーキセットの写真を掲載するとともに，「キメ細かなサシの入った極上の部分だけを厳選！！」，「肉厚たっぷりで柔らかく、ジューシーな『牛・サーロインステーキ』。特に「柔らかさ」にこだわって、オージービーフを特殊な技術で加工し、キメ細かなサシの入った極上の部分だけを、厳選してご用意しました。」と記載することにより

あたかも，牛サーロインステーキセットの牛肉は，飼育により「サシが入った」肉であるかのように示す表示をしているが，実際には，牛のサーロインの部位の肉に牛脂その他の添加物を注入する加工を行ったものであった。

法　令　の　適　用

上記事実によれば，テレマートは，牛サーロインステーキセットの内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すことにより，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであって，かかる行為は，景品表示法第４条第１項第１号の規定に違反するものである。

よって，主文のとおり命令する。

平成１９年５月１８日

公　正　取　引　委　員　会

委員長　　竹　　島　　一　　彦

委　員　　三　　谷　　　　紘

委　員　　山　　田　　昭　　雄

委　員　　濱　　崎　　恭　　生

委　員　　後　　藤　　　　晃